

議 案 第 7 0 号

富士見市議会議員及び富士見市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市議会議員及び富士見市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成5年条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、富士見市議会議員及び富士見市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市議会議員及び富士見市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

富士見市議会議員及び富士見市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成5年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同条第4項中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

第5条第2号中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の富士見市議会議員及び富士見市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。